

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和元年度 第1回松阪市都市計画審議会
2. 開催日時	令和元年11月19日(火) 13時30分から15時05分
3. 開催場所	松阪市役所 議会棟 第3、4委員会室
4. 出席者氏名	(松阪市都市計画審議会委員) 浦山 益郎、尾花 まき子、中村 貴雄、鈴木 均、 中村 誠、野呂 一男、栗谷 建一郎、楠谷 さゆり、 辻 裕子、瀧川 彌壽夫、森本 直樹、小林 典子 (事務局) 副市長 永作 友寛、建設部長 長野 功、建設部次長 伊藤 篤、都市計画課長 笠井 賢一、まちづくり計画担 当主幹兼まちづくり計画係長 下倉 基彦、景観担当主幹 兼景観係長 松野 直樹、まちづくり計画係主任 中野 靖啓、景観係 亀谷 佳伸、まちづくり計画係 多賀 純、 まちづくり計画係 加藤 秀彦 清掃政策担当参事兼清掃政策課長 竹川 福男、施設 整備担当主幹兼施設整備係長 中川 秀典、施設整備 担当主査 大島 威
5. 開催および非公開	公開
6. 傍聴者数	0名
7. 担当	松阪市建設部都市計画課まちづくり計画係 TEL 0598-53-4168 FAX 0598-26-9118 e-mail tos.div@city.matsusaka.mie.jp

議事については、別紙のとおり

令和元年度 第1回松阪市都市計画審議会 議事録

日時：令和元年11月19日（火）13時30分～

場所：松阪市役所議会棟 第3,4委員会室

司会	<p>定刻になりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>皆さんこんにちは、本日の司会をさせていただきます、都市計画課長の笠井です。</p> <p>本日は、大変お忙しいなか、松阪市都市計画審議会にご出席頂きましてありがとうございます。</p> <p>それでは、只今より令和元年度第1回松阪市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>開会にあたりまして、副市長の永作よりご挨拶申し上げます。</p>
副市長	<p>皆さんこんにちは、副市長の永作でございます。</p> <p>日頃は、松阪市政にご協力、ご理解を賜りましてありがとうございます。この場をお借りしまして感謝申し上げます。</p> <p>昨年度におきましては、松阪市都市計画マスタープランの中間見直しや松阪市立地適正化計画の作成につきまして、都市計画審議会でご意見を頂き、平成31年度末に策定することができました。</p> <p>この計画に位置づけしました、「まちづくりの基本方針」に基づき、取り組みを進めさせて頂いております。</p> <p>本日は、都市計画道路の名称変更について、ご審議をお願い致しますが、次年度以降に審議会にご審議をお願いしなければならない案件、都市計画公園の変更と景観重点地区につきましても、事前に審議会の委員の皆様にご報告をさせて頂きたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、前回審議会を開催しました、平成31年2月6日から委員が変わっております。お手元の名簿に基づきまして、私からご紹介させていただきます。</p> <p>＝名簿順に紹介＝</p> <p>また、お配りしております、席次表にて本日の事務局の出席者を示しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、進めてまいります。</p> <p>本日の資料の確認をさせて頂いて頂きます。</p> <ul style="list-style-type: none">・松阪市都市計画審議会事項書・松阪市都市計画審議会条例・委員名簿・議案第1号・資料1

	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2 ・資料3 <p>資料は以上となりますが、不足のある場合はお申し出ください。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、本審議会は「審議会等の公開に関する指針及び運用方針 3会議の公開の基準」に基づき、情報公開をしてみたいと思いますのでご了承のほどよろしくお願い致します。</p> <p>また、「8会議等の結果の公開」による議事録作成の為の録音をさせていただきます。ご発言の際にはお手元のマイクのスイッチを押してから発言して頂きますようお願いいたします。また、撮影のお願いと、同じく「5公開の方法等」に基づき、会議の傍聴を認めていきたいと思しますので、併せてご了承のほどよろしくお願い致します。</p> <p>本日、傍聴者はございませんでしたので、このまま続けていきたいと思します。</p> <p>それでは、審議につきまして浦山会長にお願いしたいと思します。</p> <p>浦山会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>浦山でございます。よろしくお願い致します。</p> <p>それでは、さっそく進めさせていただきます。審議会の成立の可否について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の出席者につきましては、審議会委員全16名中12名の方に出席頂いております。「松阪市都市計画審議会条例」第6条第1項の規定によりまして、会議は成立しております。</p>
会長	<p>只今、報告がありましたとおり、本審議会が成立しているということですので、議事に入りたいと思します。</p> <p>事項書のとおり、議案第1号松阪都市計画道路の変更（三重県決定）です。</p>
司会	<p>議案第1号を読み上げさせていただきます。</p> <p>松阪市都市計画審議会 松阪都市計画道路を次のとおり変更したいので、都市計画法21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により諮問します。</p> <p>令和元年11月19日 松阪市長 竹上真人 案件名 松阪都市計画道路の変更（三重県決定）</p> <p>続きまして、右方上に議案第1号と書いてあるものをご覧下さい。</p> <p>本日の議案案件でございます。</p> <p>松阪都市計画道路の変更（三重県決定） 都市計画道路中 3・4・4号国道42号線を3・4・4号小津八太線に名称を改め、次のように変更する。</p> <p>この内容、次ページの理由書、新旧対象表の内容につきまして、スライドを</p>

	<p>使いまして、行います。</p> <p>都市計画課まちづくり計画係下倉よりご説明いたします。</p>
事務局	<p>——資料1による説明——</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松阪都市計画道路の変更
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>只今、説明があったとおりですが、道路の管理者が国から県に変わったことに伴う、路線名の変更でございます。</p> <p>道路には、管理者などを定める道路法というものがあります。今回は、国が管理していた道路が県の管理になりました。また、都市計画法というのもありまして、起終点や名称等を決めている訳ですが、議案第1号のとおり、都市計画道路の名称についても変更しようというものです。</p> <p>まず、確認ですが、都市計画として都市計画道路で定めるべき事項は何でしょうか。</p>
事務局	<p>都市計画道路の決定において必要な事項は、名称とその前の番号。最初の番号は区分、二番目は規模、三番目は一連の番号を付けています。次に区域、道路延長、車線数や道路幅員、交差点の構造とその箇所数について都市計画決定させて頂いております。</p>
会長	<p>従って、今回は名称を変更しないといけないということです。</p> <p>この件に関しまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。</p>
委員	<p>この道路は国道23号と中勢バイパスとが交わる部分がありますが、起点というのはどこになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>都市計画道路「国道42号線」の起点となるのは国道23号の小津南交差点でございます。(総括図を示して確認)</p>
委員	<p>国道166号、県道160号となった区間の渋滞がひどいです。なんとか渋滞が解消されるようにならないのでしょうか。名称が変更されることより、住民としてはそちらのほうが重要かと思えます。</p>
委員	<p>松阪多気バイパスができたことにより県道160号の駅部田町付近の渋滞がひどく、迷惑している。信号機の切り替えのタイミング等について対応してほしい。午前8時前後は特にひどい。渋滞の意見があったので言わせて頂きました。</p>
会長	<p>この議案の直接の話題ではないのかもしれませんが、渋滞の解消についてのご意見です。一般的には新しい道路ができるとそこに多くの自動車が流れ込む。だから、バイパスは渋滞する傾向があります。たぶん都市計画的にはネットワークが完成したら、もっと円滑な流れができるはずで、今はネットワークが未完成なので部分的にしわ寄せがきているということだと思います。従って、早急に着実に道路整備を進めて頂くということが解決策だと思いますが、事務局どうでしょうか。</p>
事務局	<p>今、渋滞緩和についてご意見を頂きましたが、まさに大黒田町の交差点が国</p>

	<p>道166号、近鉄道路、旧国道42号が交わるところで以前からかなりの交通渋滞がございます。ご意見があったように信号機の切り替えのタイミング等のことで渋滞が発生していたわけですが、今回、この路線の名称変更に係るところの部分で、国道を引き継いだ国道166号と、お話をあった駅部田町については県道160号ということで、県の管理となったわけですが、変わった理由というのが、国道42号松阪多気バイパスという路線が八太町の交差点から上川町を抜けて西黒部町まで平成30年3月に開通しております。この道路自体が大黒田町付近の渋滞緩和という役割も兼ねた中で、小津町までを結ぶもので、時間的なことで、小津町から八太町までどちらが早く行けるかと、紀勢国道事務所で調査をしてもらったところ、国道42号松阪多気バイパスのほうが数分早いというデータも出てきております。しかしながら、もう少し交通渋滞についての全体の状態も調査をしていきたいと思っております。</p> <p>今回は、松阪多気バイパスができたことによって、旧国道42号が国から県の管轄になったということで名称変更の提案をさせて頂いた次第でございます。よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>県の管理になると整備は早く進むのですか。</p>
事務局	<p>旧国道42号の名称を変更する部分については、既定の幅員がありますので、都市計画道路としては完成済みということで、これ以上の整備はないかと思っております。ただ、松阪多気バイパスについては、暫定2車線での開通となっており、計画では、4車線となっておりますので、今後整備を進めていくということになります。完成すれば、また車の流れも変わるのではないかと考えられます。</p>
委員	<p>計算上は松阪多気バイパスを利用したほうが早いと言われましたが、午前8時頃の通勤や通学の時間、久保交差点から松阪多気バイパスへ流れていく車は少ない。</p>
事務局	<p>八太町から松阪多気バイパスへ車が流れやすくなるように今年度、交差点改良を国でも考えてもらっていますのでご理解頂きたいと思っております。</p>
委員	<p>国道166号と県道160号となる部分を合わせて小津八太線とされるということですが、この小津八太線というのは地図等にも表示されるものなのでしょうか。</p>
事務局	<p>都市計画では都市計画図を作成しております、この中には都市計画道路としての名称を表示しております。住民の方々に対しては市ホームページ等において公開を行っているところでございます。</p>
委員	<p>国道166号と県道160号の2つの名称となったのに対して、なぜ小津八太線という1つの名称になったのでしょうか。その辺りの基準というのはどういったものなのでしょうか。</p>
事務局	<p>変更前の国道42号線の起点が小津町、終点が八太町の延長10,050mの路線ということで都市計画決定されております。この間が、国道166号、県道160号の2つの路線名がついたというかたちにはなりますが、路線的には1</p>

	本でございますので、分かりやすさという点で起点と終点というかたちで整理をさせて頂いたところでございます。
会長	道路には3つの法律がかかります。誰が作って誰が管理するのかという道路法、都市の骨格、ネットワークをどう整備していくのかを決める都市計画法、そしてもう1つは交通をどうやって流すかという道路交通法。先ほどからの国道や県道ということについては、道路法。今日ここで議論しているのはネットワークをどう作るか、起点と終点があって都市計画道路名がつく。都市計画道路の名称ということです。
委員	前は国道42号という1つの名称であったから、都市計画道路名も1つであった。今回、国道166号と県道160号の2つの名称になったので、それぞれの部分で2つの名称を付けられないのかということです。
事務局	都市計画道路名ということで今回提案させて頂いている小津八太線というのは、以前より松阪市の都市計画道路としてのネットワークの構築の中で結んだ線であり、それ自体は何ら変わっておりません。名称が変わるだけご理解を頂ければと思います。
委員	小津町から八太町までのところが、国道42号線という都市計画道路であったものを今回、名称を変えるだけと理解すればよいのでしょうか。国道166号を繋いだからどうこうということではないということですね。
事務局	元々、国道42号線という都市計画道路であったものの名称を変えるもので、新たに都市計画決定をうつわけではないです。
委員	わかりました。
会長	都市計画として構造、幅員というものには変わりはなく、道路を管理する上での名称ということですが、市民的にわかりやすいということで、この名称をつけられたのでしょうか。
事務局	松阪市の他の都市計画道路についても起点から終点という形で町名を採用しているものもございます。また、経由する町名等も入れ、3か所の町名を使用することもございます。 シンプルに起点から終点という名称の付け方が、わかりやすいということで当該名称とさせて頂いた次第でございます。
会長	いかがでしょうか。意見が出尽くしたと判断してよろしいでしょうか。
委員	はい。
会長	ありがとうございます。 特段、問題になるようなご発言はなかったように思いますので、提案どおり、変更をするということについて、これは三重県が決めることなので、ここでは、異議がないというようなかたちで取り纏めさせて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。

	<p>答申については事務局でまとめて頂きまして、後ほど、提出したいと思えます。</p> <p>議案は以上ですが、この後、2つ報告がございます。松阪都市計画公園の変更と景観重点地区についてです。</p>
司会	<p>事項書のその他につきましては、今後、都市計画の変更等を予定しています案件を事前に報告させて頂くものであります。</p> <p>報告1つ目は「松阪都市計画公園の変更」についてです。</p> <p>今からご説明します内容につきましては、令和2年度末の変更を予定しているものであります。変更する際には、本日の「都市計画道路の変更」のように、審議会で審議して頂きます。本日は変更予定案件としまして、事前に報告をさせて頂きます。</p> <p>都市計画課まちづくり計画係下倉よりご説明いたします。</p>
事務局	<p>——資料2による説明——</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松阪都市計画公園の変更について
司会	<p>続きまして、都市計画が進めるまちづくりにおきまして、松阪市の良好な景観を次世代へ継承していくために、景観法に基づく、「松阪市景観計画」を平成20年10月に作成しております。</p> <p>この松阪市景観計画におきまして、良好な景観の形成が特に必要な地区を重点地区（候補）として位置づけしております。この重点地区（候補）である射和・中万地区を松阪市の4箇所目の重点地区となるように、指定に向けて取り組んでおります。</p> <p>重点地区指定をする手続きにおいて、景観法により松阪市都市計画審議会の意見を聴くこととなっております。次年度以降の指定になるかと思いますが、取組み状況等報告させて頂きます。</p> <p>都市計画課景観係松野よりご説明いたします。</p>
事務局	<p>——資料2による説明——</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観重点地区について
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>2つのご報告を頂きました。先ほど説明があったと思いますが、これが都市計画の議案として出てくるのは来年度のようです。従いまして、来年度の審議会までに、何を議論するのか、あるいは、それを審議するために必要な資料、事務局で整理しておくべき点等について何かご意見ありますでしょうか。</p> <p>今日は報告なので聞き置いたらいいと思いますが、慎重に議論するために何を検討するのかというようなこともございますので、もしご意見や事務局への要望がございましたら、お願い致します。</p> <p>まず、都市計画公園の変更について、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>先ほどの説明の中で隣接している処分場が満杯になってくるということで容量がどれだけで、計算上あと何年使えるか、地元の住民の皆さんの意向が現時</p>

	点でどうなっているのでしょうか。
司会	本日は清掃政策課の職員もこの場に出席しておりますので、先ほどのご質問については、清掃政策課からお答えさせていただきます。
事務局	<p>失礼いたします。清掃政策課長の竹川と申します。よろしくお願い致します。</p> <p>新最終処分場に係ることでございますので、清掃政策課のほうからご説明をさせていただきますと思います。</p> <p>現行の最終処分場の許容量でございますが、平成11年の供用開始から20年経過する中で現在、許容量の約80パーセントに至っております、このままのペースで推移いたしますと令和8年頃には埋め立てが完了するのではないかと状況でございます、現在、令和元年ですので8年後には、新しい処分場が必要になってくる状況でございます。従いまして、場所の選定もこのように計画をさせて頂いたとご理解頂ければと思っております。</p> <p>それから、現在の地元の意向でございますが、建設計画地に関係いたします自治会においては、既に事業をこのように進めていきたいという計画の説明は行っており、本格的な建設工事に入る前の調査、いわゆる測量などの調査業務の承諾というものは頂いております、今年度の業務について着手しております。そして、来年度、都市計画の変更について、当審議会におきまして、ご承認を頂きました後には、地元との正式な覚書の締結を行いまして、用地の買収を皮切りとした本格的な事業に入りたいと考えておるところでございます。</p>
会長	他にいかがでしょうか。
委員	<p>現在の処分場の埋め立てが完了した後の土地利用計画というのは考えてみえるのでしょうか。</p> <p>それと公園から最終処分場が変わる話ですけども、新最終処分場の埋め立てが完了した後は都市計画公園に戻されるのか、戻して利用できるのか、それともそれ以外の土地利用を考えてみえるのでしょうか。</p>
事務局	現行の処分場が満杯になりますと供用が終了するわけですが、その後の跡地利用というのは、現在のところ、詳細は決定しておらず、地元自治会と色々と協議させて頂いて有効的な利用となるよう検討しております。
会長	もう一回公園として使うのかは未定ですか。
事務局	はい、未定でございます。
会長	よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。
委員	近年、ずいぶん災害も起こっている。令和8年頃に満杯になるとのことですが、災害時のゴミの処分などはどうなりますか。
事務局	ご指摘頂きましたのは、災害廃棄物の件かと思えます。当然、最終処分場という場所が、災害廃棄物の置き場となる可能性は大いにある訳でございますが、特に災害が発生いたしますと全国の災害が発生した場所の情報では、自治会単位で相談をしながら、地域の公園や広場などをまず仮置き場として利用したり、

	<p>松阪市災害廃棄物基本計画というのもありまして、そういったところに仮置き場を設定したりしていった、処分していくという計画を考えておるところでございます。</p> <p>従いまして、一般廃棄物最終処分場というのが、災害廃棄物の仮置き場になるという可能性は大いに考えられるところでございます。</p>
会長	他にいかがでしょうか。
委員	<p>清掃政策課のほうから新最終処分場の事業を進めていくという中で、用地買収というお話があったのですが、その用地買収というのは、今の見立てで資料に示している部分以上に用地が必要になるということは想定できるのでしょうか。</p>
事務局	<p>今のところ、埋め立てるための用地というのは資料で示している部分で収まるものでございます。これから大きく逸脱して土地を買収しに行くということはありません。</p>
会長	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>では、一つよろしいでしょうか。</p> <p>これは手続き論からいうとたいへん違和感があります。現状は都市計画公園のはずなのに、既に測量があって買収が始まるとか別の事業化が進んでいる。</p> <p>本来は、対象箇所を都市計画公園の区域から外してやるべきものの、後先が逆になっているような感じがします。</p> <p>それでは、当初都市計画としてはどんな必要性があって、あの面積を都市計画公園として都市計画決定したのかということ、それから今回、別事業の計画地を公園区域から外すということによって、都市計画公園としての問題が生じないのか。これを次回は明確に説明してください。今日は、結構です。</p> <p>先ほど説明にあったように 8 割程度が埋まってきている緊急性ということはあるとは思いますが、手続き論として齟齬があることに対する説明を明確にして頂きたいと思えます。ゴミは日常的に出てくるので喫緊の問題だとは思いますが、今言ったようなことが都市計画行政的には「何をやっているんだ」と審議会に対して言われるかもしれませんので、その辺の審議がきちんとできるようにしてください。</p> <p>次に景観重点地区について、次の審議会のときにこんな説明を用意しておくように等のご指摘があればお願いします。</p> <p>ここは建築基準法第 22 条の区域かと思えますが、都市計画区域内であれば集団規定が当然かわるわけで、先ほどの図面では路地があって、裏に宅地があるように感じましたけども、集団規定が適用されてもあの環境は維持できるのか専門的視点で何かご意見ないでしょうか。</p> <p>重点地区に指定するということは、景観行政的には非常に立派なことですが、都市計画法との関係でどこか支障が生じないのかということをご審議すべきだと思えますが、そういう視点で何かコメントございますか。</p>
委員	本町・魚町のときもそうでしたが、この地域も都市計画区域内、用途地域は

	<p>近隣商業地域になっていて、準防火地域でございます。私は、以前から指摘をしていますが、指定していく前にそうした問題点も同時に今、会長が言われたことも含めまして、考えていく必要があると思っております。</p>
会長	<p>何か検討していくようにといったアドバイス等ありますか。</p>
委員	<p>中万地区は街並みが急変するような地域ではなく、大きな問題になってこないとは思いますが、まずはこの景観重点地区を指定する意義のほうが大事であると思っております。</p>
会長	<p>ほかにいかがでしょうか。次回までに事務局に準備しておいてほしいこと等ありますでしょうか。</p>
会長	<p>では、よろしいでしょうか。</p> <p>なぜ射和地区と同時に指定されないのでしょうか。住民合意が決め手ですから、そういう点が影響しているのだろうとは思いますが、先ほどの資料では射和・中万地区となっています。両方同じような街並みかと思いますが、射和地区が景観重点地区に入らないことに何か問題はないでしょうか。</p> <p>中万地区の景観形成がうまくいけば、射和地区も入れてほしいというようなこともあるとは思いますが、そのためには何か補助制度があって、着実に景観が良くなる様子が目に見える工夫が必要だと思います。そういう誘導施策等についても補足をお願いします。</p>
事務局	<p>射和地区と中万地区は、景観計画において、大きなエリアの中で候補として載ってまして、射和・中万地区という表現になっているものでございます。</p> <p>また、付近の住民の機運というものが、景観重点地区の指定に関しては非常に大切であると考えております。中万地区では、まちなみ保存委員会ができ、様々な住民活動をされてみえる方もおり、この11月24日にも中万市というものも開催して、地域的に盛り上げていこうというような機運が非常に高い地域でございます。従いまして、まず中万地区を重点地区の指定に向け、支援していくというようなところでございます。</p> <p>あと、支援制度に関してですが、重点地区に指定された場合、松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金というものがございまして、建物を先ほど説明させて頂きました修景基準に基づいて、工事を行って頂いた場合は、補助制度がございます。そのような補助金があるので修景整備に努めてくださいというような流れになっております。</p>
会長	<p>ほかにございますでしょうか。</p>
委員	<p>射和地区のあるボリュームというとなかなか住民合意というのが難しいと思われまして、昔に比べて、かなり街並みも変わってきていますので、そのエリアは絞っていくことも必要なかと思えます。また、西側のお寺までの区域が現状、街並みが変わってきてはいますが、昔の豪商の記録が残っておりますので、その辺り、一部どうするのかということも工夫しながら、議論を進めていって頂きたいと思えます。</p>

<p>会長</p>	<p>ほかいかがでしょうか。</p> <p>はい、ありがとうございました。今日、報告頂いた件は以上にさせていただきます。</p> <p>それでは、先ほどの議案第1号についての答申について進めたいと思います。議案第1号の答申（案）を読み上げさせていただきます。</p> <p>「令和元年11月19日 松阪市長 竹上 真人様、 松阪市都市計画審議会 会長 浦山 益郎 松阪都市計画道路の変更（三重県決定）について（答申） 令和元年11月19日に諮問のありました、松阪都市計画道路の変更（三重県決定）について、審議の結果、異議はありません。」</p> <p>以上ですが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
<p>司会</p>	<p>はい、ありがとうございます。ご承認を頂きましたので、浦山会長から永作副市長へお渡し頂きたいと思います。よろしくお願い致します。</p> <p>～答申書受け渡し～</p> <p>浦山会長、ありがとうございました。 その他につきまして、事務局からは特にございません。 それでは、閉会の辞につきまして、建設部長長野より申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日は令和元年度の第一回目の松阪市都市計画審議会ということで、熱心に議論頂き、都市計画道路の名称の変更についてご了解頂きまして、誠にありがとうございました。</p> <p>先ほども話がありましたとおり、本日の議案については、県の都市計画審議会を経て、都市計画決定されていくものでございます。</p> <p>また、都市計画公園の変更、景観重点地区の指定についての事前の報告の中で、課題等についてご意見も頂きました。今後の都市計画審議会において、再度、ご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>都市計画については、これからの松阪市の施策において、先行して決定等をしていく行為でございます。今後も皆様方のご理解、ご協力を頂き、また、ご助言も頂きながら、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。本日は、ありがとうございました。</p>
<p>司会</p>	<p>これをもちまして松阪市都市計画審議会を終了させていただきます。長時間に渡り、ご審議頂きありがとうございました。</p>